

議案第31号

令和5年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 43事業所
- (2) 年間総給水量 6,075,600立方メートル
- (3) 1日平均給水量 16,600立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用水道事業収益	394,964千円
第1項	営業収益	300,746千円
第2項	営業外収益	94,218千円
支		出
第1款	工業用水道事業費用	407,346千円
第1項	営業費用	393,846千円
第2項	営業外費用	13,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 185,622千円は、過年度分損益勘定留保資金 185,622千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	0千円
支		出
第1款	資本的支出	185,622千円
第1項	建設改良費	19,032千円
第2項	企業債償還金	166,590千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支出

- 第1款 工業用水道事業費用
 - 第1項 営業費用
 - 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は

それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,766千円

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一